

ペットの一時預かり体制

対象となる動物

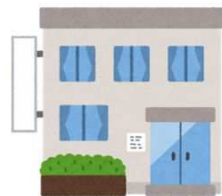
新型コロナウイルス感染者の方が飼養する
犬・猫

※入院や宿泊療養する間、飼養するペットの
預かり先がどうしても見つからない場合



預かり場所

指定の動物病院



(東部、中部、西部の各地域 1 施設)

費用

費用は県が負担

(注意) 治療が必要な場合、治療費
は別途自己負担となります。

預かり期間

2週間を基本に、飼い主の療養状況に応じて
期間を短縮もしくは延長します。